

令和3年度（令和2年分所得）市民税・県民税の申告について

市県民税申告書は、市県民税、国民健康保険税、介護保険料などを決定する際の基礎資料となるばかりでなく、福祉、医療、教育資金などの給付の資料、各種申請の際に必要となる課税（所得）証明書のもとになるものです。

【申告が必要な方】

1月1日現在紀の川市内に住所のある方。ただし、下記に該当する方は申告の必要はありません。

- （1）所得税の確定申告を税務署に提出される方
- （2）前年中の収入が給与収入のみで勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方
- （3）前年中の収入が公的年金のみの方
- （4）前年中の収入がなかった方

※（1）に該当する方でも、特定上場株式などの配当や譲渡（源泉徴収のある特定口座）に係る所得について、確定申告と異なる課税方式を選択される方は申告が必要です。

※（2）（3）に該当する方でも、社会保険料控除、医療費控除などの各種控除を加える場合は申告が必要です。

※（4）に該当する方でも、国民健康保険加入者の方や非課税（所得）証明が必要になる方など、所得確定が必要な方は申告が必要です。

【申告に必要なもの】

- （1）【マイナンバー関係書類】 番号確認と本人確認ができる書類
個人番号カード 又は 通知カード＋本人確認書類（運転免許証など）
※郵送により申告書を提出する場合は、上記確認書類の写しを添付してください。
扶養親族などの方の個人番号については、申告書に記入していただきますが、確認書類の提示又は写しの添付は必要ありません。
- （2）申告書、印鑑
- （3）所得を証明できる書類
 - ①給与・年金所得のある方は、源泉徴収票
 - ②営業等・農業・不動産所得のある方は、収支内訳のわかる帳簿又は書類など
 - ③その他の所得がある方は、収入額及び必要経費がわかる書類など
- （4）社会保険料（国民健康保険、国民年金、介護保険など）、生命保険料、地震保険料、障害者、勤労学生などの各種控除を受けられる方は、各種控除証明書、障害者手帳、学生証など
- （5）医療費控除を受けられる方は、明細書又は医療保険者から交付を受けた医療費通知
医療費控除の特例を受けられる方は、明細書及び健康の保持増進、疾病の予防への取組として行った「一定の取組」を明らかにする書類 ※領収書添付による申告はできません。（領収書添付不可）
- （6）雑損控除を受けられる方は、り災証明や災害関連支出金の領収書など
- （7）日本国外に居住する親族に係る扶養親族などの適用を受ける方は、親族関係書類及び送金関係書類

【申告書の提出先】

紀の川市役所 本庁 税務課 及び 各支所、出張所

※申告相談会場設置期間中は、各申告相談会場にて提出してください。

※郵送により申告書を提出する場合は、必要書類を添付のうえ、申告書は1枚目のみを送付し、2枚目の「控」は保管しておいてください。なお、「控」に受付印の押印が必要な方は、返信用の封筒（宛名を記入し切手を貼付）をご自身でご用意いただき同封してください。

【申告書の提出期限】

令和3年3月15日（月）

このパンフレットは申告書の記入にあたってのあらましを説明したものです。詳細なご質問やわかりにくいところがあれば、下記までお問い合わせください。			
〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地		紀の川市役所 税務課	TEL 0736-77-2511

（1）所得について

①	営業等所得	卸売業・小売業・製造業・修理業・建設業・金融業・運輸業・サービス業などから生ずる所得
②	農業所得	農産物の生産・果樹などの栽培・蚕養・農家が兼営する家畜、家きんの飼育や、わら加工品その他これらに類するもの、酪農品の生産などの事業から生ずる所得
③	不動産所得	貸家・貸事務所・貸室・アパート・貸ガレージ・貸宅地・ネオンサイン設置などによる所得
④	利子所得	公社債及び預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託などの分配金の所得
⑤	配当所得	株式の配当・出資の配当、商法上の「金銭の分配」（いわゆる中間配当）、企業組合・農事組合法人などの余剰金の分配、建設利息、相互保険会社の基金利息、証券投資信託（公社債投資信託を除きます。）の分配金などの所得
⑥	給与所得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの所得
⑦	雑所得	著述家以外の人を受ける原稿料や印税、講演料、放送謝金、貸金利子（非営業の利子に限る）、年金、恩給などの他の所得に当てはまらない所得

（2）所得の控除について

⑩	社会保険料控除	前年中に支払った国民健康保険税（料）・国民年金保険料・介護保険料・その他の保険料の合計額。
⑪	小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った第一種共済掛金や心身障害者扶養共済掛金の合計額。
⑫	生命保険料控除	前年中に支払った一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について裏面を参考に算出してください。
⑬	地震保険料控除	前年中に支払った地震保険料について裏面を参考に算出してください。
⑭	寡婦控除	（1）夫と離婚した後再婚していない人で、子以外の扶養親族がある人、又は、（2）夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明の人。（1）、（2）とも合計所得金額が500万円以下の人。【控除額26万円】 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない事。
⑮	ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じくする子（総所得金額等が48万円以下）のある現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人。（合計所得金額500万円以下） 【控除額30万円】 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない事。
⑯	勤労学生控除	勤労学生とは、給与所得などを有する学生のうち、合計所得金額が75万円以下で、その合計所得金額のうち給与所得など以外の所得の合計額が10万円以下の人。【控除額26万円】
⑰	特別障害者控除	申告者、同一生計配偶者又は扶養親族の障害の等級に応じて控除を受けることができます。 特別障害者…障害者のうち精神又は身体に重度の障害がある人で、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aなどの人
⑱	普通障害者控除	普通障害者…身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、療育手帳Bなどの人（特別障害者を除く） 【控除額 普通障害者26万円、特別障害者30万円、同居特別障害者 53万円】
⑲	配偶者控除	申告者の妻又は夫で、前年の12月31日（年の途中で死亡した人については、その死亡の日）現在生計を一にする人で、前年中の合計所得金額が48万円以下である人。 申告者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除は受けられません。控除額は裏面の表を確認してください。
⑳	配偶者特別控除	配偶者に48万円を超える所得があるため配偶者控除の適用が受けられない場合、申告者及び配偶者の合計所得金額に応じて控除されます。申告者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除は受けられません。控除額は裏面の表を確認してください。
㉑	扶養控除	申告者と、前年の12月31日（年の途中で死亡した方については、その死亡の日）現在生計を一にし、前年中の合計所得金額が48万円以下の扶養親族のうち、年齢16歳以上の方（平成17年1月1日以前に生まれた人）で扶養控除を受けられる方を記入してください。 ・老人扶養…昭和26年1月1日以前に生まれた人（70歳以上） ・同居老親等…同居している老人扶養親族で、申告者か配偶者の親・祖父母（直系尊属） ・特定扶養…平成10年1月2日から平成14年1月1日までに生まれた人（19歳以上23歳未満） ・その他の扶養…昭和26年1月2日から平成10年1月1日、平成14年1月2日から平成17年1月1日に生まれた人【控除額 老人扶養38万円、同居老人扶養45万円、特定扶養45万円、一般扶養33万円】 ※16歳未満の扶養親族の記入欄について扶養親族のうち、年齢16歳未満の方（平成17年1月2日以後に生まれた人）について記入してください。均等割、所得割の非課税限度額の算定に必要となります。 ※別居の扶養親族がいる場合は申告書の（10）「別居の扶養親族等に関する事項」に記入してください。
㉒	基礎控除	申告者の合計所得金額により、控除額が異なります。控除額は裏面の表を確認してください。
㉔	雑損控除	申告者や、配偶者又はその他の親族が、前年中に災害・盗難・横領（詐欺又は脅迫による損失は含まない）により住宅や家財などに損害を受けた場合は、次のいずれか多い方の金額が控除されます。 A.（損失金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×10％） B.（損失金額－保険金などで補てんされる金額）のうち災害関連支出の金額－5万円 ※ ただし、この控除を受ける場合、り災証明や災害関連支出金の領収書などが必要になります。
㉕	医療費控除	申告者、配偶者又はその他の扶養親族のために前年中に医療費を支払った場合、次の金額が控除されます。（支払った医療費－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×5％又は10万円とのいずれか少ない額）ただし、限度額は200万円で医療費控除の明細書や医療費通知書が必要です。（医療費の領収書は自宅で5年間の保存が必要です。） セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が創設され、医療費控除との選択になり、次の金額が控除されます。 スイッチOTC医薬品購入代金－12,000円＝控除額（上限88,000円）

（3）税額控除について

（12）	配当割額、株式等譲渡所得割額控除	特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を申告した方で、住民税配当割・株式等譲渡所得割が源泉徴収されている場合、当該配当割額・株式等譲渡所得割額を所得割額から控除し、控除することができなかった金額があれば、その金額を充当又は還付します。
（13）	寄附金控除	以下の団体等に対して2,000円を超える寄附を行った場合については、税額控除が受けられます。 （1）都道府県・市区町村（特例控除対象）に対する寄附金 （2）住所地の都道府県共同募金会・日赤支部、都道府県・市町村（特例控除対象以外）に対する寄附金 （3）都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金

（4）所得金額調整控除に関する事項について

（15）	所得金額調整控除に関する事項	申告者の給与収入が850万円を超え、次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。対象者（1人）を記入してください。 （1）本人が特別障害者に該当する （2）年齢22歳以下の扶養親族を有する （3）特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
------	----------------	---

